令和５年 10 月　北区事業所連絡会を開催しました。

　１０月１７日（火）「高齢者虐待・障害者虐待についての理解と対応」について、名古屋市高齢者虐待相談センター・名古屋市障害者虐待相談センターの大橋副所長より、下記の４つの事項に沿って講義をしていただきました。

■高齢者・障害者虐待防止法について
■養護者による高齢者虐待の現状及び特徴
■養護者による高齢者虐待対応の流れ
■虐待の防止に向けて

大橋副所長からは虐待をしている人は、自身が虐待しているという自覚がない、ケアマネジャーはじめ支援者が虐待があるのではないかという視点を持つことで、予防につながるため、ぜひ疑いがあると思われる段階で通報をしてほしい。ケアマネジャーだけで抱え込まず、組織で対応をすることが大事。虐待者である養護者を支援していくことも重要であるとのアドバイスがありました。虐待は早期発見が大切であり、厚労省が作成したマニュアルもあるため、そちらも確認しながら支援していく大切さを学びました。